



介護老人保健施設ケアセンター南大井 利用料金表(短期入所療養介護)

令和5年4月1日現在

■ 基本利用料

	自己負担額	一般棟			
		個室		多床室	
		強化型	(加算型)	強化型	(加算型)
要支援1	1割	675 円	629 円	718 円	665 円
	2割	1,350 円	1,258 円	1,435 円	1,330 円
	3割	2,025 円	1,887 円	2,152 円	1,995 円
要支援2	1割	831 円	786 円	891 円	838 円
	2割	1,661 円	1,572 円	1,781 円	1,675 円
	3割	2,492 円	2,358 円	2,672 円	2,512 円
要介護1	1割	866 円	820 円	954 円	902 円
	2割	1,731 円	1,640 円	1,908 円	1,803 円
	3割	2,597 円	2,459 円	2,862 円	2,705 円
要介護2	1割	945 円	871 円	1,037 円	955 円
	2割	1,890 円	1,742 円	2,073 円	1,910 円
	3割	2,835 円	2,613 円	3,110 円	2,865 円
要介護3	1割	1,014 円	939 円	1,106 円	1,024 円
	2割	2,028 円	1,877 円	2,211 円	2,047 円
	3割	3,042 円	2,816 円	3,316 円	3,071 円
要介護4	1割	1,077 円	997 円	1,168 円	1,081 円
	2割	2,154 円	1,993 円	2,335 円	2,161 円
	3割	3,231 円	2,989 円	3,502 円	3,241 円
要介護5	1割	1,138 円	1,053 円	1,231 円	1,139 円
	2割	2,276 円	2,106 円	2,462 円	2,278 円
	3割	3,414 円	3,159 円	3,692 円	3,417 円

認知症専門棟			
個室		多床室	
強化型	(加算型)	強化型	(加算型)
949 円	903 円	1,037 円	985 円
1,897 円	1,806 円	2,074 円	1,969 円
2,846 円	2,708 円	3,111 円	2,954 円
1,028 円	954 円	1,120 円	1,038 円
2,056 円	1,908 円	2,239 円	2,076 円
3,084 円	2,862 円	3,359 円	3,114 円
1,097 円	1,022 円	1,189 円	1,107 円
2,194 円	2,043 円	2,377 円	2,213 円
3,291 円	3,065 円	3,565 円	3,320 円
1,160 円	1,080 円	1,251 円	1,164 円
2,320 円	2,159 円	2,501 円	2,327 円
3,480 円	3,238 円	3,751 円	3,490 円
1,221 円	1,136 円	1,314 円	1,222 円
2,442 円	2,272 円	2,628 円	2,444 円
3,663 円	3,408 円	3,941 円	3,666 円

■ ご利用料金のめやす(1日) 強化型+サービス提供体制加算Ⅱ+夜勤職員配置加算+食費+おやつ+居住費+処遇改善加算など(+個室)

在宅強化型	自己負担額	個室		多床室	
		強化型	(加算型)	強化型	(加算型)
要支援1	1割	9,558 円		3,564 円	
	2割	10,331 円		4,374 円	
	3割	11,100 円		5,184 円	
要支援2	1割	9,724 円		3,748 円	
	2割	10,664 円		4,740 円	
	3割	11,600 円		5,734 円	
要介護1	1割	9,762 円		3,816 円	
	2割	10,743 円		4,876 円	
	3割	11,718 円		5,937 円	
要介護2	1割	9,846 円		3,904 円	
	2割	10,913 円		5,047 円	
	3割	11,973 円		6,195 円	
要介護3	1割	9,919 円		3,978 円	
	2割	11,060 円		5,194 円	
	3割	12,193 円		6,414 円	
要介護4	1割	9,986 円		4,043 円	
	2割	11,192 円		5,327 円	
	3割	12,391 円		6,613 円	
要介護5	1割	10,052 円		4,110 円	
	2割	11,323 円		5,460 円	
	3割	12,588 円		6,812 円	

認知症専門棟	
多床室	
	3,904 円
	5,057 円
	6,209 円
	3,992 円
	5,231 円
	6,470 円
	4,065 円
	5,377 円
	6,689 円
	4,131 円
	5,510 円
	6,888 円
	4,199 円
	5,646 円
	7,091 円

*特別な行事などについては、別途料金がかかる場合がございます。

*内訳の合算額と実際の支払額に多少の誤差がありますのでご了承ください。

*令和元年6月より、在宅強化型基本単位で算定しております。算定要件を満たさない場合は加算型の算定となります。



介護老人保健施設ケアセンター南大井 利用料金表(短期入所療養介護)

令和5年4月1日現在

■介護保険給付対象外サービスの利用料

食費	朝食	650 円
	昼食	700 円
夕食	夕食	650 円
		100 円
おやつ代		50 円
おやつ行事/1回	従来型個室	1690 円
	多床室	650 円
滞在費		実費 円
クラフ費	日用品費	230 円
	Cセット	495 円
入所セット	個別洗濯代	495 円
	請求書発行手数料	220 円

■食費・居住費

(1日あたり)

利用者負担段階	食費	居住費	
		個室	多床室
第1段階	300 円	490 円	0 円
第2段階	600 円	490 円	370 円
第3段階①	1,000 円	1,310 円	370 円
第3段階②	1,300 円	1,310 円	370 円
第4段階	2,000 円	1,690 円	650 円

■特別室料(2階一般棟のみ)

(1日あたり)

個室	5,000 円
2人部屋	3,000 円

■各種加算

	単位数	1割	2割	3割	内容
夜勤職員配置加算	24	27	53	79	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たしている場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	34	37	74	111	基本型の施設で一定割合以上の在宅復帰を実現している施設に加算
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	46	51	101	151	在宅強化型の施設で一定割合以上の在宅復帰を実現している施設に加算
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	20	40	59	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総利用単位数× 3.9%×10.90	左記の10%	左記の20%	左記の30%	介護職員の処遇の改善等をしているものとして東京都知事に届出を行っている場合
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	総利用単位数× 2.1%×10.90	左記の10%	左記の20%	左記の30%	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)までのいずれかを算定し、介護福祉士の配置等要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たしていること
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	総利用単位数× 1.7%×10.90	左記の10%	左記の20%	左記の30%	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)までのいずれかを算定し、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たしていること
介護職員等ベースアップ等支援加算	総利用単位数× 0.8%×10.90	左記の10%	左記の20%	左記の30%	理学療法士・作業療法士が個別リハビリテーション計画に基づき個別リハビリテーションを実施した場合
個別リハビリテーション実施加算	240	262	524	785	要介護の方で認知症専門棟を利用した場合
認知症ケア加算	76	83	166	249	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	218	436	654	緊急的に居宅サービスに位置付けられていない緊急利用者を受け入れた場合(要支援1、2は除く)
緊急短期入所受入加算	90	99	197	295	若年性認知症利用者を受け入れ、個別に担当スタッフを定め、そのスタッフを中心にご利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合
若年性認知症利用者受入加算	120	131	262	393	要介護4または5であって、医療の必要性が高い利用者の受け入れを行った場合
重度療養管理加算	120	131	262	393	ご自宅と施設間の送迎サービスを利用される場合
送迎加算(片道)	184	201	401	602	治療管理を目的と、一定の基準に従い、居宅サービス計画において、計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合
総合医学管理加算	275	300	600	900	糖尿病気、腎臓病、貧血などの療養の提供を行った場合
療養食加算/回	8	9	18	27	①認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上、②認知症介護職員1人1日研修修了者を一定以上配置し、専門的な認知症ケアを実施。 ③当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る余剰を定期的に開催している場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	4	7	10	入所された方に緊急な医療が必要となり、所定の対応をした場合
緊急時治療管理	518	565	1,130	1,694	